

入会確認書兼減免申請書兼還付請求書記入例

鉛筆やフリクションでの記入はお控えください

入会申請書と一緒に入会児童分を必ず提出して下さい。

※紙申請の方は全員提出必要

入会確認書兼減免申請書兼還付請求書

(あて先)寝屋川市教育委員会教育長

内容を確認のうえ、回答欄に☑してください

1～3の項目については、全員記入して下さい。

減免申請する場合は4～7の項目についても記入して下さい。

市町村民税による減免は申請時点では適用されません。6月以降課税情報等が確認でき次第、減免審査を行います。減免決定されるまでは通常利用料の納付をお願いします。(差額発生時は還付いたします。)

	確認項目	回答欄
全員記入	1 『令和7年度留守家庭児童会入会のしおり』を確認し、しおりに記載されている事項を遵守します。	☒ はい
	2 入会申請書の記載内容(入会要件や減免事由等)に変更があった場合は、必ず変更届を社会教育推進課へ提出します。 なお、申込内容に虚偽等があった場合、入所の取消や不足保育料が請求されましても一切異議を申しません。	☒ はい
	3 下記4に記載の減免事由に該当するもしくは該当する可能性がある方は「減免申請する」を、該当しない方は「減免申請しない」を選択してください。 ※「減免申請しない」を選択された方の回答は以上です。下記保護者欄及び児童欄に必要事項を記入し、ご提出ください。	☒ 減免申請する ☐ 減免申請しない
減免申請するに☑した方のみ	減免事由のうち、該当するもの又は該当する可能性があるものに☑してください。(複数選択可)	
	【免除事由1】生活保護法による被保護世帯	☐
	【免除事由2】令和6年度の市町村民税が非課税の世帯	☒
	4 【免除事由3】令和6年度の市町村民税のうち均等割のみが課税されている世帯	☐
	【減額事由1】令和6年度の市町村民税課税標準額が160万円未満の市町村民税課税世帯	☐
	【減額事由2】令和6年度の市町村民税課税標準額が210万円未満の母子・父子世帯	☐
	【減額事由3】令和6年度の市町村民税課税標準額が210万円未満の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、若しくは療育手帳の交付を受けている世帯	☐
	5 市が申請者とその同一の世帯に属する者全員の課税に関する情報、生活保護法に基づく受給証明書、児童扶養手当証書等に関する情報、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けていることを確認することに同意します。 ※令和7年度の市町村民税は、令和7年5月末頃に確定するため、減免審査は6月以降となります。その場合、4月分まで遡って減免を適用します。	☒ はい
	6 令和7年1月1日時点で寝屋川市に住民票がなく、生活保護受給世帯ではない場合は、下記いずれかの証明書を令和7年6月以降に提出します。(寝屋川市に住民票がある場合は提出不要です。) ○令和7年度の市民税・府民税課税証明書 ○令和7年度の市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 ○令和7年度の市民税・府民税 税額決定・納税通知書	☒ はい
	7 保育料の減免が決定し、還付金が発生した場合は留守家庭児童会保育料の支払いに登録している口座への還付を請求します。なお、登録していない口座を希望する場合は、別途社会教育推進課へ相談します。	☒ はい

令和 6 年 〇 月 〇 日

保護者住所 寝屋川市本町〇ー〇
保護者氏名 寝屋川 ねや丸
保護者連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
児童名 寝屋川 はちかづき
児童生年月日 平成・令和 〇 年 〇 月 〇 日
児童会名 東 小留守家庭児童会